

平成22年度 新規事務事業評価シート

事業類型Ⅲ整備事業

2次評価対象

	コード	名 称	区分	コード	名 称	
事業名	2217	ゆめが丘摺見線道路改良事業(2工区)	会計	01	一般会計	
			款	08	土木費	
			項	02	道路橋りょう費	
基本 施策	50	市内道路網を機能的に強化する	目	03	道路新設改良費	
			細目	344	地域活力基盤創造交付金事業	
			細々目	69	ゆめが丘摺見線道路改良事業	
行革大綱の重点事項番号						
担当部課	コード	190500	担当者 氏 名	山本 昇	連絡先	43 - 2323 (内線) 236
	名 称	産業建設部建設1課				

事務事業の概要(Plan)

【全体事業計画】

対象(誰を、何を)	市南部地区から市街地中心部へアクセスする人			※対象件数
成果(どうする)	通行がスムーズになり、地域住民の生活道路として利用しやすくなる。			
根拠法令・要綱等		道路構造令、アスファルト舗装要綱		
開始年度	平成 22 年度	関連事業	広域農道整備事業	
終了年度	平成 25 年度			
事業概要	ゆめが丘地内の幹線市道四十九ゆめが丘線を基点とし、摺見地内を通る幹線市道喰代比自岐下川原線(広域農道)に連絡する道路を新設するもので、総延長3,500m、道路幅員12mで計画している。この内、本事業は平成22年から平成25年の4ヶ年で第2工区1,400m(市道友生比自岐線～市道喰代比自岐下川原線)の道路整備を行うものである。 事業概要 延長1,400m 道路幅員W=12m			

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)		運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)	
1 建設用地	伊賀市摺見他地内	1 運営主体	民間委託等
2 建設面積	計画延長L=1,400m	2 配置(予定)人員	人
3 規模・構造	道路構造令第3種3級(W=12m V=40km/h)	3 年間運営費(見込)	千円
4 総事業費	625,000 千円	4 年間収入(見込)	千円
		5 市内の類似施設	

【検証指標】

活動指標	指標名	単位	現状値	目標値		
			H21	H22	H23	H24
	測量設計延長	m		1,400		
	道路改良延長	m				500

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	現状値	目標値		
				H21	H22	H23	H24
	道路整備による作業進捗	事業効果を高めるため短期間での事業完了に努める(執行済事業費/総事業費)	%		6	20	62

【投入コスト】

投入コスト			H22 所要額	H23 所要額	H24 所要額	H25 所要額
			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	直接事業費計 (A)		40,000	82,000	263,000	240,000
	Aの 財 源 内 訳	国庫支出金	22,000	45,100	144,650	120,000
		県支出金				
		地方債	17,100	35,000	112,400	114,000
		その他				
一般財源		900	1,900	5,950	6,000	
事業投入人件費 (B)		1.5 人 10,800	1.5 人 10,800	1.5 人 10,800	1.5 人 10,800	
フルコスト(A)+(B)		50,800	92,800	273,800	250,800	

【事務事業企画の背景、状況変化見通し、市民意見等】

この事務事業を新たに企画した背景は何か？
市道四十九ゆめが丘線を起点とし、市道喰代比自岐下川原線(広域農道)につながり、ゆめが丘住宅地と摺見、青山地区を結ぶ幹線道路である。また、比自岐地区の住民にとり、現在の中心市街地へのアクセスはかなりの迂回を余儀なくされている現状であり、本路線の開通によって飛躍的に利便性が向上する。この事務事業を取り巻く状況(対象や根拠法令等)は、今後どのように変化していくか？(見通し)

地域住民の生活道路として安全確保に寄与できる。

この事務事業に対して関係者からどのような意見や要望が寄せられているか？
伊賀市の南部地区(青山方面)に住む市民からは、中心市街地に向かう幹線となる道路の整備(新設道路)の要望が多い。

本事務事業は、どのような状態になれば完了とみなす(休止・廃止となる)か？また、その目安はおおよそ何年後か？
本事業は平成25年度末を事業完了予定年度とし、延長1,400mの道路整備を行う。

【事前評価】

該当項目に○をつけてください。		
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	【特記事項】
	個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第3者にも利益が及ぶ事業	
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	○
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事務事業	
	民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	
有効性	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	○
	事務事業を実施しない場合の市民への影響は大きい。	【根拠】
	基本施策の目的を実現するために事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。	○ 【根拠】 市民等の利便性が図れ、移動時間が短縮される。
	社会経済情勢・市民ニーズなどから、緊急性は高い。	【直ちに着手・実施しなければならない(先延ばしできない)理由】
効率性	事務事業の対象・成果の設定は妥当である。	【根拠】
	事業費や整備後の管理経費の算定にあたって、コスト削減策を考えている。また、将来のコスト増要因について対策を考えている。	【具体的内容】
	受益と負担の公平性が考慮されている。	【根拠】
	本事務事業と類似の目的・手段をもつ事業がある。	【事業名称 今後どのように連携して成果向上を図るか】
	本事務事業の企画に際して、代替案を検討した。	【比較検討結果】
	本事務事業の実施にあたって、廃止又は統合する事業がある。	【事業名及び削減される一般財源額】
	コストに見合った効果が見込める。	○ 【根拠】 移動時間の短縮により広域ネットワークの構築、さらに地域社会の発展・活性化につながる。
	将来的に民間等への移管が可能である。	【いづごろ】

担当課長氏名	事業実施に対する担当課長の意見
北山 太加視	当市にとって不足している南北幹線道路の整備は特に必要なものであり有効性は高いため、計画通り進めることが妥当であるとする。